

広島県告示第三百八十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、土木局土木整備部土木整備管理課及び広島県芸北地域事務所建設局において、平成二十年四月十七日までの間、縦覧に供する。

平成二十年四月三日

広島県知事 藤 田 雄 山

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
一般国道四三三号	山県郡北広島町志路原字久保田一四〇一番一地从先から山県郡北広島町志路原字桑木二三八番地先まで	平成二〇年四月三日